

## 昭和六十二年運輸省令第十六号

索道施設に関する技術上の基準を定める

省令

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第

三十五条（同法第四十条第二項において準用する

場合を含む。）の規定に基づき、索道施設に関する

技術上の基準を定める省令を次のように定め

る。

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 構造

第一節 索道線路等（第七条—第十八条）

第二節 停留場（第十九条）

第三節 原動設備（第二十条—第二十二条）

第四節 搬器（第二十三条）

第五節 握索装置等（第二十四条—第二十五

条）

第六節 保安設備（第二十六条—第二十七

条）

第七節 雜則（第二十八条—第二十九条）

第三章 運転（第三十条—第四十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 鉄道事業法第三十五条の索道施設の技術上の基準については、この省令の定めるところによる。（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 支索 搬器を懸垂する索条のうち支えい索以外の索条をいう。

二 支えい索 搬器を懸垂し、かつ、移動させるための索条をいう。

三 えい索 搬器を移動させるための索条のうち支えい索以外の索条をいう。

四 平衡索 搬器を平衡させるための索条であつてえい索の反対側にあるものをいう。

五 滑車 原動滑車、緊張滑車、原動緊張滑車、折返滑車、誘導滑車及び緊張索用滑車をいう。

六 前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）において使用する用語の例による。

（細則の制定）

第三条 索道事業者は、この省令の実施に関する細則を定めなければならない。

2 前項の実施に関する細則は、国土交通大臣がこの省令の実施に関する基準を告示で定めたときは、これに従つて定めなければならない。

（届出）索道事業者は、第三条第一項の実施に関する細則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該細則又は変更しようとする事項を地方運輸局長に届け出なければならない。

（書類の提出）

第五条 前条の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書は、当該事業の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事業が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局長）に提出しなければならない。

（危害の防止）

第六条 索道の建設に当たつては、のり切、切上、掘削、盛土、くい打ち等により人に危害を及ぼさないように行わなければならない。

（第二章 構造）

第七条 索道線路は、索条、支柱、受索装置その他これを構成する設備にかかる荷重が脱索等の危険を生じさせるおそれのないものであり、かつ、搬器が停留場以外の箇所で停止した場合に乗つた人を安全に救助することができるものでなければならない。

（索道線路）

第八条 搬器とこれに近接する建造物等との間隔は、急停車等による搬器の動搖を考慮し、建造物等との接触により乗つた人に危害を及ぼすおそれのないものとしなければならない。

（搬器と建造物等との間隔）

第九条 支索又は支えい索のこう配は、握索装置を使用する場合には、水平線と四十五度以内でなければならない。

（運転速度等）

第十条 運転速度及び搬器の出発間隔は、索道の種類及び方式、原動設備、制動装置等の能力、旅客の態様等を考慮し、停留場における旅客の

安全かつ円滑な乗降及び停留場間における旅客の安全な運送に支障を及ぼすおそれのないものでなければならない。

（停留場）

第十九条 停留場には、索道の種類及び方式、運転速度、搬器の出発間隔等を考慮し、旅客の安全かつ円滑な乗降に支障を及ぼすおそれのない乗降場その他の設備を設けなければならない。

（第二節 停留場）

第十一条 索条は、予想される最大荷重に耐える強度を有し、搬器の運転に耐えるものであり、かつ、索条を支持する支索用シュー、受索装置又は滑車に適合したものでなければならない。

（緊張設備）

第十二条 索条の一端には、緊張設備を設けなければならない。ただし、索道線路の傾斜こう長が短いことにより索条の伸びが搬器の安全な運動に支障を及ぼすおそれのない場合は、この限りでない。

（支柱）

第十三条 支柱は、予想される最大荷重に耐える強度を有するものであり、かつ、転倒、滑り及び引き抜きのおそれのない構造でなければならない。

（支索用シュー）

第十四条 支索用シューは、支索が及ぼす圧力を分散させ、支索を所定の位置に保持し、かつ、搬器が通過する際に搬器に過度の動搖を与えない構造でなければならない。

（受索装置）

第十五条 受索装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

（支索用シュー）

第十六条 支えい索、えい索又は平衡索を所定の位置に保持する構造であること。

二 握索装置又は接続装置を円滑に通過させる構造であること。

三 支えい索、えい索又は平衡索に過度の摩耗又は損傷を生じさせないものであること。

（滑車）

第十七条 線路に近接する建造物等の状況、搬器の構造等を考慮し、物の落下による危険が生じぬよう、おそれのある箇所又は搬器に乗つた人を保護する必要がある箇所には、適当な保護設備を設けなければならない。

（保護設備及び防護設備）

第十八条 雪崩等の自然災害が生じるおそれのある箇所には、索道施設を保護するための適当な防護設備を設けなければならない。

（灾害防止設備）

第十九条 停留場には、索道の種類及び方式、運

転速度、搬器の出発間隔等を考慮し、旅客の安

全かつ円滑な乗降に支障を及ぼすおそれのない

乗降場その他の設備を設けなければならない。

（第二節 停留場）

第二十一条 索道には、主原動機のほか、予備原動機を設けなければならない。ただし、線路の傾斜こう長が短いこと等により搬器が停留場以外の箇所で停止したときにおいても乗つた人を容易に救助することができる場合は、この限りでない。

（主原動機）

第二十二条 主原動機は、巻き上げ側の支えい索又はえい索の引張力とこれに対応するし緩側の支えい索又はえい索の引張力との差が最大となる場合（以下「最大荷重条件」という。）において、正常に起動し、所定の運転速度で索道を運転することができる能力を有するものでなければならぬ。

（第二節 停留場）

第二十三条 予備原動機は、主原動機又はその制御回路の機能が停止した場合において正常に起動することができるものであり、かつ、最大荷重条件における正常に起動し、搬器に乗つた人を停留場まで運送することができる能力を有するものでなければならない。

（速度制御装置）

第二十四条 減速時において、搬器に過度の動搖を与えることのないよう原動機を制御することができるものでなければならない。

（速度制御装置）

第二十五条 予備原動機は、主原動機又はその制御回路の機能が停止した場合において正常に起動することができるものであり、かつ、最大荷重条件における正常に起動し、搬器に乗つた人を停留場まで運送することができる能力を有するものでなければならない。

（速度制御装置）

第二十六条 減速時において、搬器に過度の動搖を与えることのないよう原動機を制御することができるものでなければならない。

（速度制御装置）

第二十七条 線路に近接する建造物等の状況、搬器の構造等を考慮し、物の落下による危険が生じぬよう、おそれのある箇所又は搬器に乗つた人を保護する必要がある箇所には、適当な保護設備を設けなければならない。

（保護設備及び防護設備）

第二十八条 雪崩等の自然災害が生じるおそれのある箇所には、索道施設を保護するための適当な防護設備を設けなければならない。

（灾害防止設備）

第二十九条 停留場には、索道の種類及び方式、運

転速度、搬器の出発間隔等を考慮し、旅客の安

全かつ円滑な乗降に支障を及ぼすおそれのない

乗降場その他の設備を設けなければならない。

（第二節 停留場）



附 則 (平成一二年一月二九日運輸省  
令第三九号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成十三年一月六日から施行する。  
附 則 (平成一四年三月八日国土交通省  
令第一九号)  
この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。